

番 号 : 151176

国 名 : インド

担当部署 : 農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名 : ミゾラム州参加型灌漑・営農計画づくりに向けた能力強化プロジェクト詳細計画
策定調査 (環境社会配慮/評価分析)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 環境社会配慮/評価分析

(2) 格 付 : 3号

(3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2016年2月下旬から2016年4月下旬まで

(2) 業務M/M : 国内0.50M/M、現地0.70M/M、合計1.20M/M

(3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間

5日 21日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部

(2) 見積書提出部数 : 1部

(3) 提出期限 : 2月3日(12時まで)

(4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等 :

①業務実施の基本方針 16点

②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事予定者の経験・能力等 :

①類似業務の経験 農業分野の知識・経験を含む 40点

②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③語学力 16点

④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	環境社会配慮に係る各種業務及び各種評価調査
対象国/類似地域	インド/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等 : 特になし

(2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

インド農業セクターの GDP に占める割合は年々減少しており、2000 年度は 28.5%であったが、2013 年度は 13.9%となっている。しかしながら、国土面積の約 46%が農地として活用されており、依然人口の約 7 割近くが農村部に居住し、その就労人口の約半数が農業に従事していることから、農村開発はインドの均衡のとれた社会経済発展と貧困削減に不可欠である。

ミゾラム州は、少数民族が人口の 9 割以上を占めるインド北東部の山岳州であり、国内の他地域との距離や険しい地形による地域内交通の不便さ等により開発が遅れ、農村貧困人口率はインド平均の 25.70%に比べて 35.43%と高い (2011/2012 年)。ミゾラム州では伝統的に移動焼畑農業が営まれ、農民の多くが焼畑により生計を維持してきたが、近年の人口増加とともに移動焼畑耕作の休閑期間が短縮されたことから土壌の肥沃度が十分回復せず、焼畑自体の生産性が低下傾向にあるほか、焼畑による森林荒廃などの問題も指摘されている。

また、ミゾラム州の主な産業は農業であるものの、食料供給のため、大量の穀物、野菜、果樹、魚、畜産物を、アッサム、トリプラ、マニプール等の近隣州をはじめとする他州から移入しており、特にミゾラム州の主穀物である主食のコメについては年間 180,000 トンのコメ需要があるが、州内ではこの 32%にあたる 58,994 トンしか生産されておらず、その約半分は焼畑で栽培される陸稲作での生産となっている。ミゾラム州内には傾斜度の比較的低い灌漑適地 (灌漑ポテンシャルエリア) が 74,644ha あると見積もられているが、これまでの灌漑開発面積は 18,228ha であり灌漑整備率は 24%に止まっている。

このため、ミゾラム州政府にとって、食料安全保障及び農民の生計向上の観点から、持続可能な農業発展と自給率向上を図ることが最優先の課題となっており、ミゾラム州の第 12 次五カ年計画 (2012-2017) では、農業を優先セクターに位置付け、収穫後処理及び加工を含む園芸促進、より良い灌漑施設の建設、穀物生産量及び生産性の向上による自給率の向上を目指すこととし、特にコメの自給率向上のため計画期間内に 28,000 ha の灌漑開発を掲げている。しかしながら、これまでミゾラム州農業の総合的分析及び包括的戦略に基づく開発計画は存在せず、効果的な農業農村開発が行われてこなかった。かかる状況下、インド政府の要請を受けて、JICA では、2013 年 9 月～2015 年 5 月に開発計画調査型技術協力「ミゾラム州持続可能な農業のための土地・水資源開発計画調査」を実施し、この中で、①州全域をカバーする長期的・包括的な農業マスタープランの策定、②部局間の連携による小規模灌漑事業に係る事業計画策定手順の提案を行った。策定したマスタープランは、2015 年 5 月に正式に州知事の承認を受け、今後のミゾラム州における農業・灌漑分野の開発に関するロードマップとして利用することが決定されるとともに、小規模灌漑事業に関しては、2015 年 4 月から新手順に従って計画づくりが始められている。

しかしながら、ミゾラム州においては、農業関連各局の実施する事業は主にインド中央政府からの補助事業 (CSS) を活用しており、これまで農業関連各局がそれぞれのライン省庁との間で個々の事業を縦割りで予算要求や事業内容を決定し、トップダウン式で実施してきたため、現状ではミゾラム州政府職員の参加型農業開発に係る計画立案・実施能力や、現場レベルでの各農業施策の連携に係る調整能力は十分ではない。実際、インド中央政府は、近年、地方政府が CSS を活用するにあたってボトムアップ式の参加型農業開発による計画づくりを要件とする動きがあるが、ミゾラム州では外部からの技術支援なしに、進まない状況となっている。こうした状況を踏まえ、前述の開発調査の中でも、マスタープランの目標達成のためのアプローチの一つとして、「効率的な農業開発計画策定と実施のための組織開発」を掲げ、「ステークホルダーの能力向上と開発計画の一元化」「農業支援サービスの強化」等を重要なプログラムとして提案している。

かかる状況下、インド政府から、同州の農業・灌漑分野の発展を図るために、マスタープランに基づいた計画の効率的かつ効果的な策定及びモデル事業の実施のための州政府の能力強化を目的として、技術協力プロジェクト「ミゾラム州参加型灌漑・営農計画づくりに向けた能力強化プロジェクト」(以下、本プロジェクト)の要請書が提出された。

本詳細計画策定調査は、要請の背景・内容の確認、関連情報の収集・分析を行い、プロジェクトの実施体制及び活動内容等について検討した上で、先方政府と合意議事録 (R/D)

案について議論し、その内容をミニッツ（M/M: Minutes of Meetings）として取りまとめ、署名・交換するとともに、事前評価を行うことを目的とする。また、本プロジェクトで投入する人材、資機材の種類・数量を検討し、概算額の算出に必要な情報収集を行うこととする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、5 項目評価（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、他の団員と協力して、本プロジェクトの協力計画策定のために必要な調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

また、本プロジェクトは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）（以下、JICA ガイドライン）上、影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリ B に分類されることに留意する。本プロジェクトの中で計画されているモデル小規模灌漑地区での実地研修（取水工や水路等の建設・改修を含む）は、インド国内法上環境認可手続きに従う必要はなく環境影響評価の実施も求められていないが、小規模灌漑は設置場所が適切でない場合、貴重な生息地や自然資源、既存の住居地、文化的・歴史的サイトに影響を与える可能性があることから、本プロジェクトの小規模灌漑施設の建設・改修に伴う環境影響の有無及びその程度は本詳細計画策定調査において確認する必要がある。また用地取得が想定される場合には、JICA ガイドラインに基づく補償方針の策定、社会経済調査、被影響住民との合意形成等を実施することを M/M で合意する必要がある。

また、本業務従事者は、「灌漑」担当団員が行う各種取りまとめ作業に協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2016 年 2 月下旬～3 月上旬）
 - ① 要請背景・内容を把握する（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）。
 - ② 現地調査で収集すべき情報を検討する。
 - ③ 担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。
 - ④ 評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から、PDM（案）（和文、英文）、PO（案）（和文、英文）の担当分野関連分を検討する。
 - ⑤ インド側関係機関（C/P 機関等）、他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。
 - ⑥ 担当分野に係る対処方針（案）（和文）作成に協力する。
 - ⑦ JICA 本部における事前調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地派遣期間（2016 年 3 月上旬～3 月下旬）
 - ① JICA インド事務所等との打合せに参加する。
 - ② インド側関係機関（ミゾラム州政府小規模灌漑局、農業局、園芸局、計画局等）との協議及び現地調査に参加する。
 - ③ 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月）（以下、JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月））に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、既存のデータ等を使用した IEE レベルにて、重要な環境影響項目の予測・評価を行う。影響の予測・評価の結果として影響があると判断される場合は緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。
 - ア) ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認

- イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - a) 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - b) JICA 環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
 - c) 関係機関の役割
 - ウ) スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施、及び影響の予測・評価の実施
 - エ) 代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
 - オ) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)
 - カ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
 - キ) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
 - ク) 予算、財源、実施体制の明確化
 - ④ 事前に JICA インド事務所を通じてインド国関係機関等に配布した質問票を回収すると共に、担当分野に係る内容を分析する。
 - ⑤ ミゾラム州政府職員の計画策定・事業実施能力及び農民支援サービス能力の向上、部局間連携の具体的な仕組みの構築を目的に、本プロジェクトで計画する小規模灌漑整備を中心とした参加型農業農村開発モデルに係る現地研修のためのパイロット事業候補地として、灌漑団員がミゾラム州政府の小規模灌漑整備事業予定リストの中から他地区への普及性、現地の実施体制、技術的可能性、経済性、環境社会面への影響等を考慮して、4か所選定することとしている。選定にあたり環境社会配慮の観点から灌漑団員に協力を行うとともに、他の調査団員と協力して、選定されたパイロット候補地の現地踏査を行い、パイロット事業候補地としての妥当性の確認、パイロット事業内容及び優先順位の検討を行う。
 - ⑥ 協議の結果及び収集した情報、資料を基に、他の調査団員と協力して、本プロジェクトの概要(協力の範囲、活動内容、投入規模、実施行程、現地再委託等)、プロジェクトにおけるインド政府機関の実施運営体制を検討・提案する。
 - ⑦ 調査団及びインド側関係機関と協議の上、PDM 案(英文・和文)、P0 案(英文)、R/D(Record of Discussions)案(英文)の作成に協力する。
 - ⑧ インド側関係機関との協議で合意された内容に基づき、M/M(Minutes of Meetings)案(英文)の作成に協力する。
 - ⑨ 担当分野にかかる議事録、面談録及び収集資料リストを作成する。
 - ⑩ 担当分野に係る現地調査結果を JICA インド事務所等に報告する。
 - ⑪ 評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成し、とりまとめに協力する。
- (3) 帰国後整理期間(2016年3月下旬~4月下旬)
- ① 事業事前評価表(案)(和文・英文)の作成に協力する。
 - ② 担当分野にかかる収集資料の整理・分析(収集資料リストや質問票回答等)を行う。
 - ③ 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ④ 担当分野にかかる詳細計画調査報告書(案)を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本業務における成果品は(1)担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)とする。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
- (2) 収集資料一式
- (3) 協議議事録(各担当間で分担すること)

※(1)については簡易製本及び電子データにて提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約見積書作成の手引」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空賃については、成田/羽田ーデリー間を基準とし、経済的かつ効率的な経路を選択し、計上して下さい。

インド国内の移動については、JICA インド事務所が手配します。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者は他のコンサルタント団員とともに、2016年3月6日（出国）～3月26日（帰国）の現地派遣を予定し、JICAの調査団員より1週間先行して現地調査を開始します。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 環境社会配慮／評価分析（本コンサルタント）

エ) 灌漑（コンサルタント）

オ) 営農（コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA インド事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要となる移動に係る車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上/翻訳

なし

オ) 現地日程のアレンジ

あり

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を、JICA 農村開発部農業・農村第二グループ第四チーム(03-5226-8428)にて配布します。

・本プロジェクトの要請書

・「インド国ミゾラム州持続可能な農業のための土地・水資源開発計画調査」報告書

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 農村開発分野に係る業務経験があることが望ましい。

- ③ インド国内での作業においては、JICA が規定する安全管理措置を遵守するとともに、JICA 総務部安全管理室及びインド事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
- ④ 本業務の実施に当たっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗防止相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとします。

以上